

提案書作成要領

1 業務件名

横浜市民防災センター マンション防災啓発エリア展示企画制作等業務委託

2 業務内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限価格）は、7,000,000円（税込）とする。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとする。

3 プロポーザル実施スケジュール

日程	内容等	提出・通知方法
令和5年10月19日(木) 17時まで(必着)	「参加意向申出書(様式1)」等提出締切	持参又は郵送(書留)
10月24日(火)	「提案資格確認結果通知書(様式2)」 「書類提出要請書(様式3)」送付	電子メール
10月31日(火) 17時まで(必着)	「質問書(様式4)」提出締切	電子メール
11月6日(月)	「質問書」に対する回答	ホームページ掲載
11月14日(火) 17時まで(必着)	「提案書」等提出締切	持参又は郵送(書留)
11月21日(火)(予定)	プロポーザル評価委員会 (ヒアリング)	
12月上旬(予定)	「結果通知書(様式6)」送付	郵送

4 参加の条件

参加の条件は、(1)の条件を満たしていること。

(1) 応募資格を有する者は、次の全ての要件を満たす者とする。

ア 横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において、営業種目「319 イベント企画運営等」または「350 その他の委託等」の内容で掲載されている者。

イ 当該業務もしくはこれに類似した業務の実績を有する者。

ウ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者。

エ 履行期間満了まで、業務を履行できる者。

オ 銀行取引停止処分を受けていない者。

カ 横浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等と関係を有しない者。

キ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当していない者。

- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。
- ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥る恐れがないと横浜市消防局が認めた者を除く。）でないこと。
- コ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者。

(2) 注意事項

横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録していない場合は、参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた種目において現に申込み中であり、受託者を特定する期日までに登録手続きを完了させておくこと。

なお、登録手続きに必要な経費は、受託者が全てを負担するものとする。

5 参加に係る手続き

本提案書作成要領に基づき、プロポーザルに参加を希望する場合は、下記書類を期日までに提出すること。

(1) 提出期限

令和 5 年 10 月 19 日（木）17 時まで（必着）

(2) 提出先

横浜市消防局予防部横浜市民防災センター

担当 松原・門倉

〒221-0844 横浜市民防川区沢渡 4-7 横浜市民防災センター

（電話番号）045-312-0119

（電子メール）sy-shiminbosai@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留）

(4) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式 1） 1 部

イ 提案資格についての業務実績の概要を示すもの（様式自由） 1 部

※書類内容について不明な点などがある場合、担当より応募者へ問合せを行う場合があります。

《注意事項》

- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・郵送の場合は書留郵便とし、封筒等に「参加意向申出書在中」と記載すること。また、発送後に必ず提出先に電話連絡すること。
- ・持参する場合は、事前連絡のうえ平日の 9 時から 12 時、または 13 時から 17 時の間に提出すること。

6 提案資格確認結果通知書・プロポーザル関係書類提出要請書の送付

「参加意向申出書」の提出者について、提案者の資格を満たす者であるか確認し、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日

令和5年10月24日（火）（予定）

(2) 通知方法

「提案資格確認結果通知書」（様式2）を電子メールにて送付します。

(3) その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所開庁日を除く5日後の17時まで、「参加意向申出書」提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所開庁日を除く5日以内に説明を求めた者に書面により回答します。

また、参加資格を有する者には「プロポーザル関係書類提出要請書」（様式3）を電子メールにて送付します。（着信確認の返信を行ってください。）

7 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、「質問書」（様式4）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全ての事業者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和5年10月31日（火）17時まで（必着）

(2) 提出先

5(2)と同じ

(3) 提出方法

電子メール ※質問書はWord形式で添付し、着信確認を行ってください。

(4) 回答日及び回答方法

令和5年11月6日（月）までにホームページに掲載します。

(5) その他

電話等での問合せには応じません。

8 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の様式（様式5-1～様式5-8）に基づき、作成することとします。

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。

(3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

なお、表紙となる提案書（様式5-1）を除き、一切社名等の表記は行わないでください。

ア 業務実施体制

イ 実施計画（スケジュール）

ウ 実施内容

- エ エリア全体及び展示物のイメージ図（様式自由）
- オ 類似業務の実績
- カ 参考見積書
- キ 企業としての取組
- ク その他当該業務に必要な事項

9 提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年11月14日（火）17時まで（必着）

(2) 提出先

5 (2)と同じ

(3) 提出方法

5 (3)と同じ

(4) 提出部数

2部（正1部、複写用1部）

《注意事項》

- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・郵送の場合は書留郵便とし、封筒等に「提案書在中」と記載すること。また、発送後に必ず提出先に電話連絡すること。
- ・持参する場合は、事前連絡のうえ平日の9時から12時、または13時から17時の間に提出すること。

(5) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は返却しません。
- エ 提案内容の変更は認められません。
- オ 提案書の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とします。

10 プロポーザルに関するヒアリング

(1) 実施日時

令和5年11月21日（火）（予定）

(2) 実施場所

横浜市消防局 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-20

(3) 出席者

総括責任者を含む3人以内としてください。

(4) 内容

提案書について口頭で説明を求めます。ヒアリングの時間は、約25分（提案者からの説明7分、質疑応答18分）を想定しています。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

名 称	消防局第三入札参加資格審査・業者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること
委 員 長	消防局総務部総務課長
委 員	消防局総務部企画課企画担当係長
委 員	消防局総務部総務課経理係長
委 員	消防局予防部予防課予防係長
委 員	消防局警防部警防課警防係長
委 員	消防局救急部救急課救急企画係長
委 員	消防局予防部横浜市民防災センター担当係長

名 称	横浜市民防災センター マンション防災啓発エリア展示企画制作等業務委託に係る プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの評価に関すること
委 員 長	消防局総務部総務課長
副 委 員 長	消防局予防部予防課予防係長
委 員	消防局総務部総務課経理係長
委 員	消防局予防部横浜市民防災センター担当係長
委 員	総務局危機管理室地域防災課担当係長

12 評価基準について

評価委員会における提案書の評価は「提案書評価基準」のとおり

13 結果通知

提案書を提出した全ての事業者に、特定の有無及びその理由を記載した「結果通知書（様式6）」を
書面により通知する。

(1) 通知日

令和5年12月8日（金）（予定）

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求められます。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められ
る休日を除く5日後の17時までに、提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所開庁日を除く5日以内に、説明を求めた者
に対して書面により回答します。

14 提案書及びその他の提出書類の取扱い

- (1) 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定のみで使用し、提案者に無断で他の用途に使用することはありません。
- (2) 提案書及びその他の提出書類を公開する必要がある場合、提案者と協議を行うことがあります。
- (3) 提案書及びその他の提出書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲について複製を作成することがあります。

15 プロポーザル手続における注意事項

- (1) 提案書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、業者選定委員会において特定を見合わせるがあります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 受託候補者として特定された者とは、後日、本要領、業務説明資料及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 「参加意向申出書（様式1）」の提出後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に、「4 参加の条件」に該当しないこととなった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、その者が受託候補者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行います。
- (5) 受託候補者の特定の日、令和5年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登載がされていない場合は、受託候補者として特定されません。
- (6) 受託候補者として特定された者が辞退等した場合は、次の順位の者と手続きを行います。

16 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者のプロポーザル
- (8) ヒアリングに出席しなかった者のプロポーザル

17 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要する。